

奈良県告示第百十一号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、
平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

「平城京歴史館」を削る。